		改	正	後								改正	自	ή			
_{表2} 収用証明書の区分一覧表							另	_{別表2} 収用証明書の区分一覧表									
区	分 内 容 発行者 根拠条項 備 考					区 分	内容	発行者	根拠条項	備考							
. 28	************************************				•••••		••••		 		② ・・・・ (イ) 地方公共団体 の設置に係る小 学校、中学校、 高等学校、 <u>盲学</u> 校、聾学校、養 護学校及び幼稚				*		
(/) (<u>=)</u>	国の設置に係る特別支援学校・・・・・ 社会福祉法人の設置に係る幼 保連携施設(就										園 (ロ) 国の設置に係る養護学校 (ハ) ・・・・						
	学前の子どもに 関する教育、保 育等の総合的な 提供の推進に関 する法律第3条																
<u></u>	第2項の認定を受けた同項に規定する幼保連携施設をいう。)を構																

-	,	٥
	ı	

成する幼稚園 (当								
<u>該社会福祉法人</u>								
の設置する保育								
所 (児童福祉法第								
39条第1項に規								
定する保育所を								
いう。)の用に供								
される建物及び								
その付属設備と								
一体的に設置さ								
れるものに限る。)								
<u>(本)</u> • • • •					<u>(=)</u> • • • •			
27		 	* · · · · · 。		27	 	 * · ·	
(1) • • • •					(1) • • • •			
四 地方公共団体					(□) 地方公共団体			
の設置に係る児					の設置に係る児			
童福祉法第39条					童福祉法第39条			
第1項に規定す					に規定する保育			
る保育所					所			
(小) 社会福祉法人					(小) 社会福祉法人			
の設置に係る児					の設置に係る児			
童福祉法第39条	 				童福祉法第39条			
第1項に規定す	 				に規定する保育			
る保育所で乳児	 				所で乳児又は幼			
又は幼児を通じ	 				児を通じて20人			
て20人以上を入	 				以上を入所させ			
所させるもの	 				るもの			
(三) 学校法人の設								
置に係る幼保連携								

	改正前										
区分	内容	発行者 根拠条項	質 備 考		区	分	内容	発行者	根拠条項	備	考
施設(就学前の子 どもに関する教育、 保育等の総合的な 提供の推進に関す る法律第3条第2 項の認定を受けた 同項に規定する幼 保連携施設をい う。)を構成する 児童福祉法第39 条第1項に規定 する保育所のうち 乳児又は幼児を通 じて20人以上を入 所させる当該保育 所											